

## 第9章

### 再犯防止推進計画

第9章では、豊田市として再犯防止の推進にどう取り組んでいくのかの考え方について説明しています。

#### 内容

- 1 計画の策定にあたって
- 2 豊田市における再犯防止を取り巻く状況
- 3 豊田市における再犯防止のさらなる推進に向けた課題
- 4 豊田市における再犯防止の推進体制
- 5 本計画を推進するための主な取組
- 6 地域福祉計画・地域福祉活動計画における本計画部分の評価の考え方

# 再犯防止推進計画

## 1 計画の策定にあたって

### (1) 計画策定の背景

全国的に刑法犯の検挙者数および検挙者中の再犯者数は年々減少傾向にあります。初犯者数の大幅な減少に伴い、再犯者率は依然として高止まりしており、再犯防止は引き続き重要な社会的課題となっています。

2004年から2005年にかけて重大な再犯事件が相次いだことを契機に、国では「再犯防止に向けた総合対策」(2012年)、「犯罪に戻らない・戻さない」宣言(2014年)、「薬物依存症・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」(2016年)など、再犯防止に向けた施策を段階的に推進してきました。

また、2016年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」が成立し、国による「再犯防止推進計画」の策定が義務付けられるとともに、地方公共団体にも再犯防止への取組が求められ、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務として位置付けられました。

こうした国の動向や社会的背景を踏まえ、本市では2022年度に「豊田市再犯防止推進計画(以下、「第1次計画」という。))」を策定し、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援することで、市民の犯罪被害の未然防止と安全・安心な地域社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

2023年3月には、国において「第2次再犯防止推進計画」が策定され、地域社会における再犯防止の取組を一層強化する方向性が示されました。この計画では、特に「地域における支援体制の充実」「出所者等の居住・就労支援」「若年者・高齢者・障害者・薬物依存者等の特性に応じた支援」「官民連携の推進」など、より実効性の高い施策が盛り込まれています。また、デジタル技術の活用や関係機関の連携強化を通じて、支援の継続性と包括性を高めることが重視されています。

こうした国の新たな方針を踏まえ、本市では第2次計画の策定にあたり、地域の実情や第1次計画で得られた知見を活かしながら、よりきめ細やかな支援体制の構築と、関係機関・団体との連携強化を図ることで、再犯防止の取組をさらに推進していきます。

## (2) 計画の位置づけと期間

本計画は、再犯防止推進法第8条の規定に基づく計画として位置づけ、社会福祉法第107条に基づく「第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

なお、計画の期間は2026年度から2031年度までの6年間とします。

## (3) 再犯防止における市の役割

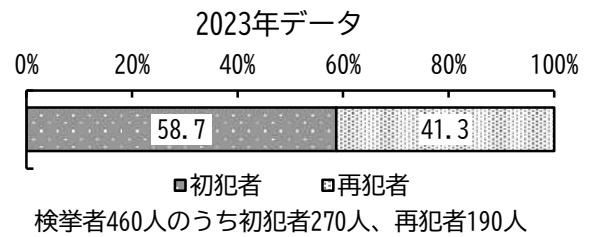
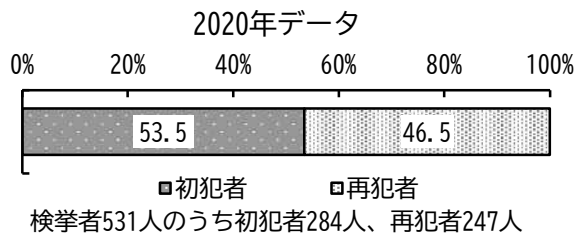
- ・再犯防止推進法において、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、再犯防止施策を講ずることとしています（第24条）。
- ・国の第2次再犯防止推進計画においては、国は「各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続きの枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。」としています。
- ・また、市町村の役割については、「保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪を犯した者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。」としています。
- ・こうしたことを踏まえ、市は、国・県や刑事司法関係機関等、様々な機関と連携しながら、再犯防止の推進に向けた具体的な取組を進めていきます。

## 2 豊田市における再犯防止を取り巻く状況

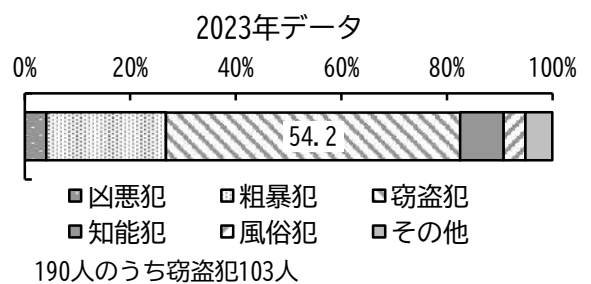
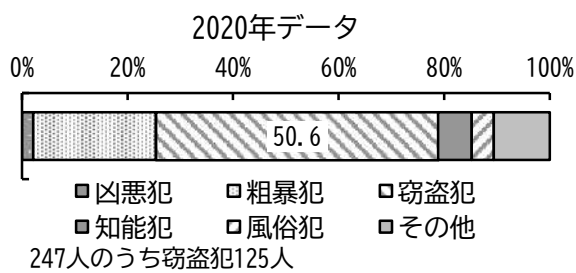
### (1) 豊田市における再犯防止の現状

#### ■ 2020年と2023年の統計データ比較から

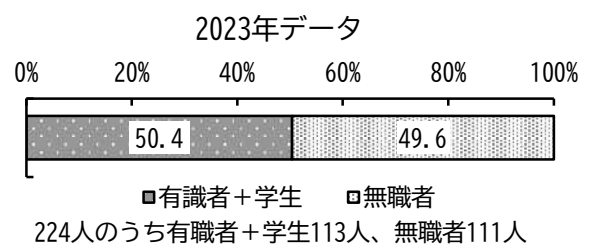
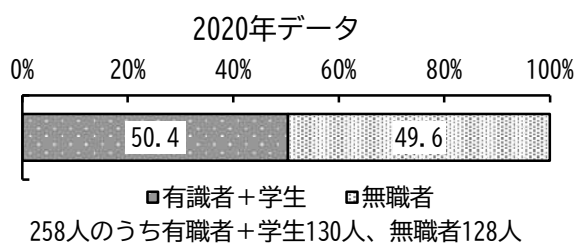
##### (1) 初犯者・再犯者の内訳



##### (2) 刑法犯の罪種の内訳 (再犯)



##### (3) 窃盗犯の犯行時の無職者の割合



- ・2023年の統計データによると、刑法犯検挙者460人のうち、初犯者270人(58.7%)、再犯者190人(41.3%)となっており、再犯者が約4割を占めています。第1次計画策定時の統計データ(2020年)と比較すると、刑法犯検挙者数が減少していますが、再犯者数の減少が寄与しているものと想定されます。
- ・刑法犯(再犯)における罪種内訳では、刑法犯(再犯)190人のうち、窃盗犯が103人(54.2%)と半数以上を占めており、これは全国と同様の傾向となっています。
- ・そして、窃盗犯の犯行時の職業状況は、窃盗犯224人中、有職者+学生113人(50.4%)、無職者111人(49.6%)となっています。
- ・刑法犯検挙者の約4割を再犯者が占めること、再犯者に占める窃盗犯の割合が最も高いこと、窃盗犯に占める無職者の割合が半数を占めることから、窃盗の大きな要因となる生活困窮や、社会的孤立に陥らないための福祉的支援に確実につなぐため、関係機関との連携体制を引き続き強化していくことが大切です。

## (2) 豊田市における再犯防止のこれまでの取組・第1次計画の評価

### ■ 第1次計画の重点取組

第1次計画の重点取組	2024年度末までの達成状況
① 刑事司法関係機関と連携した円滑な地域移行の推進（入口・出口支援モデル実施）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事司法関係機関との連携により、入口支援26件、出口支援8件を実施。</li> <li>・特に出口支援においては、弁護士との連携により出所前から面会を通じた情報収集をするなど、支援に向けた事前検討が実施できた。</li> </ul>
② 地域の支援者を巻き込んだ見守り支援体制の構築（保護観察所等との連携、重層的支援会議の実施、多世代参加支援プロジェクトの活用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護観察所等との連携により、保護観察期間中からの支援を6件実施。</li> <li>・多様な機関の参加する重層的支援会議を10件実施し、本人の地域移行のための支援策を検討。</li> <li>・多世代参加支援プロジェクトを活用し、新たなサービスを創出した支援を1件実施。</li> </ul>
③ 更生保護活動を行う民間協力者への活動支援（連携体制、負担軽減等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援会議へ参加いただくなど、支援方針の検討を一緒に行うことで連携を実施。</li> <li>・保護司会活動経費の一部補助や、公共施設の無償提供、担い手確保に向けた保護司セミナー等を実施。</li> <li>・協力雇用主、保護司会、更生保護女性会の情報交換会を実施。</li> </ul>
④ 再犯防止の推進等に関する周知・啓発（広報等による啓発、研修開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報とよたや啓発ポスター設置等による市民・支援者に向けた周知啓発を実施。</li> <li>・中部ブロック再犯防止シンポジウムに参加し、本市の計画や支援体制について発信。</li> <li>・司法修習生や県地域生活定着支援センター等に向けた再犯防止の研修を実施。</li> </ul>

### ■ 第1次計画の評価

- ・本計画策定段階から国の機関（地方検察庁、矯正管区、刑務所、少年院、保護観察所等）や県の機関（地域生活定着支援センター）、民間団体（弁護士会、社会福祉士会、就労支援事業者機構、保護司会、協力雇用主会等）とのヒアリング、議論を通して新たな連携に向けた関係性を構築してきました。
- ・現在、本市においては「重層的支援体制整備事業」を活用し、支援対象者を受け止め、入口支援・出口支援いずれにおいても適切な支援につなぐ体制が整備されており、刑事司法関係機関との連携により本人の地域移行を支援する事例が増えてきました。
- ・刑事司法関係機関や国・県の機関との共同研修等を通し、本市の支援スキームや事例を周知することをきっかけに事案の相談につながるケースがあるなど、連携体制も着実に強化されてきました。

### 3 豊田市における再犯防止のさらなる推進に向けた課題

#### (1) 関係機関とのさらなる連携強化

- ・特に入口支援においては、刑事司法関係機関からの相談から本人との対面までタイトなスケジュールになることが多いため、よりスムーズな支援に向けた連携の強化が必要です。
- ・対象者の地域移行にあたって、対象者を受け入れる福祉事業所、地域、事業者などに対しては、引き続き丁寧な周知・啓発活動を行い、様々な機関との連携による継続的・伴走型の支援ができる体制を強化していく必要があります。

#### (2) 刑余者の居住環境確保に向けた取組の強化

- ・国の第2次再犯防止推進計画において「就労・住居の確保等」が重点課題とされ、2025年度には住宅確保要配慮者の住居確保を円滑化するため「住宅セーフティネット法」も改正されました。
- ・本市においても、刑余者が住居を確保できないことで適切な支援が遅れて、生活困窮に繋がり、犯罪を繰り返すケースも見られるため、刑余者の生活基盤を整える上で、地域における安定した居住環境の確保に向けた理解啓発等の取組を強化することが重要です。

#### (3) 民間協力者への支援の充実

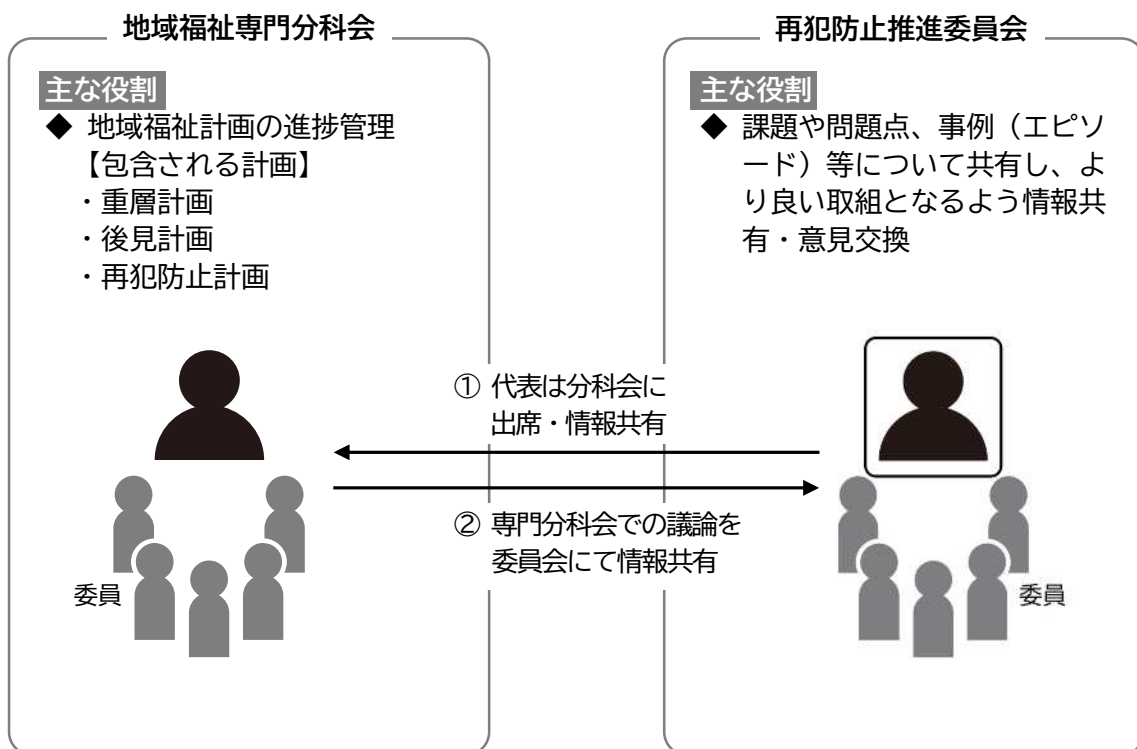
- ・地域の支援者である保護司の高齢化・減少により、地域での更生支援の担い手の不足が懸念されています。保護司の確保については、法務省が取り組んでいるところですが、地域でも保護司の活動しやすい環境を整えるとともに、保護司とともに対象者を支援できる体制を構築していく必要があります。
- ・また、就労後の継続的な支援やトラブル発生時の相談先の確保、福祉的支援への理解啓発など、協力雇用主が安心して対象者を雇用できるよう、取組を充実させていく必要があります。

## 4 豊田市における再犯防止の推進体制

### < 再犯防止推進委員会 >

- ・第1次計画においては、計画の進捗管理を目的として「再犯防止推進委員会」を設置し、計画に基づく取組の進捗や成果、課題点・問題点について情報共有・協議を実施してきました。
- ・第2次計画は地域福祉計画・地域福祉活動計画に包含することから、計画の進捗管理や評価の役割は豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会が担うこととなります。
- ・第2次計画においては、再犯防止推進委員会は、再犯防止の取組を実施する中で課題や問題点、事例（エピソード）等について共有するとともに、好事例・難事例からの学びや、参画する支援者・関係機関の専門的経験・知見に基づく議論を実施し、「支援の質の向上」と「支援の在り方の探求」を目的とした協議体として、本市における再犯防止を推進する役割を担います。

### < 第2次計画における再犯防止推進委員会の位置づけ・役割イメージ >



## 5 本計画を推進するための主な取組

- ・さらなる推進に向けた課題に対し、豊田市再犯防止推進委員会及び豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会・地域福祉活動計画策定委員会合同会議での議論を踏まえて、本計画を推進するための重点取組を設定します。なお、重点取組以外にも、これまで再犯防止推進計画や重層的支援体制の中で取り組んできた支援・活動についても、従前どおり推進していきます。
- ・再犯防止推進に係る支援の具体的な事例や、各機関における課題等については、豊田市再犯防止推進委員会で共有・議論することで、知見の共有やさらなる連携強化につなげていきます。

第2次計画の重点取組	取組みの概要
① 社会支援活動の担い手支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力雇用主会、保護司会及び更生保護女性会に対する活動費の一部補助や公共施設の無償提供に加え、BBS会への事務的支援や更生保護施設との連携を図ることで、社会支援活動を担う各団体の負担軽減と担い手確保を図り、協働体制の充実に取り組みます。</li> <li>・一般競争入札において、更生保護活動に協力する協力雇用主を評価項目に位置付け、社会復帰支援に取り組む事業者を後押しします。</li> <li>・団体同士の情報交換の場を設けることで、さらなる連携を図ります。</li> </ul>
② 生活再建に向けた居住支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者や高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者等が、賃貸住宅へ円滑に入居できる環境の整備に向けた取組を進めます。</li> </ul>
③ 多機関協働による総合的な再犯防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮、障がい、薬物依存など、福祉的な支援が必要な人が釈放・矯正施設などから退所する際に、適切な自立支援を行い、再犯を防止できるよう、刑事司法関係機関と事前の情報共有を行う仕組みを整えとともに、本人の成育歴や特性に応じた専門的アセスメントができるような体制を整えます。</li> <li>・高齢者や障がい者の虐待防止、成年後見制度など関連する権利擁護の取組と一体的に運用し、総合的に支援できるように取り組みます。</li> <li>・毎年7月の再犯防止啓発月間に合わせて市民への啓発活動を実施するとともに、「社会を明るくする運動」など、保護司会等と連携しながら、引き続き啓発活動を実施していきます。</li> <li>・福祉・司法関係者が参加する研修を通じて、支援機関同士の連携強化を図っていきます。</li> </ul>

## 地域福祉計画・地域福祉活動計画における本計画部分の評価の考え方

- ・第1次計画では、「相談件数」や「支援件数」などの定量的な観点での評価が主でしたが、第2次計画においては、包含される第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価の考え方（58ページ）に則り、①取組の評価、②中間アウトカムの評価、③総合アウトカムの評価の3つの段階に分けて評価を実施します。
- ・したがって、本計画個別での評価は行わず、本計画の重点取組については、第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画に位置付けられた取組として、計画全体と一体的に評価します。
- ・なお、②中間アウトカムの評価にあたっては、再犯防止推進委員会で挙げた支援の具体的なエピソードや、事例の検討などを通じた関係機関からの意見なども踏まえ、豊田市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において共有し、計画の評価に反映していきます。

